

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年4月24日同意した。

平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
綾川町	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 西川1号池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 末国地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) いのさか地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 深池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 篠池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 石丸裏池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 甲骨池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 庄屋池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蓮池地区